

・ 事実の概要¹

Aは、友人のBから、同人名義の本件クレジットカードを預かって使用を許され、その利用代金については、Bに交付したり、所定の預金口座に振り込んだりしていた。

その後、本件クレジットカードをXが入手した。その入手の経緯は明らかではないが、AとXは接点を有していたことなどの状況から、本件クレジットカードは、Aが自発的に被告人を含む第三者に対し交付したものである可能性も排除できない。なお、XとBとの間に面識はなく、BはA以外の第三者が本件クレジットカードを使用することを許諾したことはなかった。

Xは、本件クレジットカードを入手した直後、加盟店であるガソリンスタンドにおいて、本件クレジットカードを示し、名義人のBになりすまして自動車への給油を申し込み、XがB本人であると従業員を誤信させてガソリンの給油を受けた。なお、上記ガソリンスタンドでは、名義人以外の者によるクレジットカードの利用行為には応じないこととなっていた。

また、本件クレジットカードの会員規約上、クレジットカードは、会員である名義人のみが利用でき、他人に同カードを譲渡、貸与、質入れ等することが禁じられている。そして、加盟店規約上、加盟店は、クレジットカードの利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することなどが定められている。

・ 問題の所在

詐欺罪の構成要件は 欺罔行為を行い 相手を錯誤に陥れ それによって交付・処分させ 財物・利益を取得するという因果の流れを予定するものであることから、本問においては以下のようなことが問題となる。

1. 欺罔行為は誰に対して行われたと解すべきか。Xが直接に欺罔行為を行ったのは加盟店に対してであるが、Xは加盟店を介して間接的にカード会社を欺罔しカード会社に代金が後日支払われるものと誤信させているとも考えられるので問題となる。
2. 仮に被欺罔者が加盟店であるとしても、加盟店はカードの有効性と署名の同一性を確認すれば、信販会社から代金の支払いを受けるのだから、本件のように他人名義のクレジットカードを本人になりすまして不正に使用したとしても、加盟店に錯誤はなくしたがって詐取の手段としての欺罔行為もないとも考えられるため、本件のような事案において詐欺罪を構成するのかが問題となる。
3. では、仮に本件のような事案において詐欺罪を構成する可能性があるとしても、加盟店に財産的損害があるといえるであろうか。確かに加盟店はXの欺罔行為により錯誤に陥りガソリンを給油させているが、加盟店に対する代金支払いは後日クレジット会社が行うから加盟店は何ら財産的損害を被っておらず、クレジットカード会社に代金相当額の金銭という損害が発生しており、Xは代金債務を免れて不法に利得しているとも考えられる。この点をどのように解するのかによって1項詐欺罪が成立するのか、2項詐欺が成立するのか違いが出てくるので問題となる。

¹ 本件類似の事案として、最判平16年2月9日がある。

・学説の状況

A 説(否定説)：加盟店はクレジットカード自体の有効性と署名の同一性を確認すれば足り、従ってクレジットカードの不正使用において加盟店に対する詐欺行為および加盟店側の錯誤は存在しえないとして、クレジットカードを呈示して物品を買い受ける行為は詐欺罪に当たらないと説く説²

B 説(肯定説)

B-1 説：加盟店を通じての間接正犯と解し、被詐欺者、処分者および被害者とも信販会社であり、信販会社に立替払いをさせた点が2項詐欺罪を構成すると解する説³

B-2 説：加盟店に対する詐欺罪が成立するが、被害者は財産上の損害を受ける信販会社であるとして三角詐欺を主張する説⁴

B-3 説：被詐欺者と処分者は財物を交付する加盟店であり、被害者も加盟店であるとして1項詐欺罪とする説⁵

・判例

福岡高等裁判所昭和56年9月21日

自己名義のクレジットカードの不正使用について詐欺罪が成立するとされた事例

< 事実の概要 >

代金支払いの意思及び能力のない者が、クレジットカードを発行する信販会社の会員となりカードの発行を受け、同カードを利用して加盟店から物品を購入した。

< 判旨 >

「...カード利用者は加盟店に対して代金を支払う義務がなく、また加盟店は右利用者のクレジットカード代金支払いの有無を配慮する必要がないとして、詐欺罪の成立を否定し、無罪を言い渡したが、これは明らかな事実誤認でありその結果刑法246条の解釈適用を誤ったものである...」とした上で「本件において、信販会社に対してその立替払金等を支払う意思も能力も全くなかったのに、クレジットカードを使用した以上、加盟店に対する関係で、右カードの使用(呈示)自体がこれをおるようにな装した欺罔行為と認めるのが相当であり、その情を知らない加盟店からの財物の交付を受け、もしくは財産上の利益を得た本件各行為は、詐欺罪に当たると言わなければならない。」と判示し加盟店に対する詐欺罪の成立を認めた。

・学説の検討

(1) クレジットカードの不正使用について、A 説(否定説)は、加盟店はクレジットカード自体の有効性と署名の同一性を確認すれば足りるのでクレジットカードの不正使用において加盟店に対する詐欺行為および加盟店側の錯誤は存在しえないとしているが、たとえば代金支払能力や意思のない者がその能力または意思があるように装ってクレジットカードを使用し物品の購入手続きを行うことは、通常は代金支払い意思や能力がなければ当然に加盟店は取引を拒否するものであるから、明らかに加盟店に対する詐欺行為として捉えられる。よってA 説は妥当ではない。

² 神山・岡大法学会報誌 36・3=4・451 頁

³ 藤木英雄『刑法講義各論』弘文社[1976]370 頁

⁴ 前田雅英『刑法各論講義〔第3版〕』東京大学出版会[1999]235 頁

⁵ 大塚仁『刑法要論(各論)〔第6版〕』成文堂[1993]156 頁

(2) さらに、カードの不正な使用により実際に錯誤に陥るのは加盟店で、その錯誤に基づいて商品を交付しているため、被詐欺者および交付者は加盟店であるといえる。その事実を無視して当加盟店をただの道具とみなし、被詐欺者および処分者を信販会社とする B-1 説は採用できない。

(3) B-2 説、B-3 説はともに 1 項詐欺罪が成立するとしているが、被害者を信販会社とするか、加盟店と解するか、という点で異なる。

この点、加盟店はカードの不正使用により錯誤に陥ったことで商品という財物を交付し、それによって当該商品を利用・収益・処分する利益を失っているのだから、加盟店側が商品を交付した時点で財産上の損害が発生しているというべきである。後に信販会社から代金の支払いを受けても、これによって結果的に全体財産の減少はなくなるというものにすぎないから、当該詐欺行為による被害者は加盟店と解すべきである。

(4) よって、検察側は、クレジットカードの不正使用による被詐欺者と処分者は財物を交付する加盟店であり、被害者も加盟店であるとして 1 項詐欺罪が成立するとしている B-3 説を採用する。

なお、以上における不正使用とは、通常は代金支払い能力や意思のない場合に自己のクレジットカードを用いて商品を購入する場合が想定される。しかし、クレジットカードの使用は名義人本人のみが許され、その契約は当名義人の支払い能力を信頼して行われることが前提であるから、当該カードを正当に使用する権限を有しない、名義人以外の者が名義人の名を騙って使用することは、自己の支払い能力を偽ることといえ、代金支払い能力や意思のない場合に自己のクレジットカードを用いて商品を購入する場合と同様に考えるものと解する。

・本問の検討

1. まず、本問で X に詐欺罪(246 条 1 項)が成立するか。

詐欺罪が成立するためには 欺罔行為を行い 相手を錯誤に陥れ それによって交付・処分させ 財物・利益を取得する必要があり、 ~ の間に相当因果関係が存し、故意で包摂されている必要がある。

2.(1) では、本問ではまず欺罔行為が認められるか。加盟店は信販会社から立て替え払いを受けられることから、会員の支払い意思・能力に関心がなく錯誤に陥らないようにも思われるため問題となる。

(2) この点、本件クレジットカードの会員規約上、クレジットカードは、会員である名義人のみが利用でき、他人に同カードを譲渡、貸与、質入れ等することが禁じられている。そして、加盟店規約上、加盟店は、クレジットカードの利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することなどが定められている。

とすれば、加盟店が、クレジットカードの利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認せずに物を交付した場合、信販会社は加盟店に対し規約違反を理由に立替払いを拒むことができると考えられる。

従って、加盟店はクレジットカードの利用者が会員本人であるかどうかに関して関心を持たざるを得ず、会員でないものが会員であるかのごとく装ってクレジットカードを呈示する行為は、加盟店に対する欺罔行為といえる。

(3) 本問で X はクレジットカードの会員ではないにも拘らず、あたかも自己のクレジットカードのごとく名義人の B になりすまし、クレジットカードを呈示し自動車への給油を申し込んでいるので、X のかかる行為は

加盟店たるガソリンスタンドに対する欺罔行為に当たるといえる。

そして、Xは、加盟店であるガソリンスタンドをXがB本人であると誤信させ、クレジットカードに基づいて信販会社から代金が支払われるものと錯誤に陥しいれ(を満たす)、ガソリンの給油をすることで物の交付・処分をさせ(を満たす)、ガソリンという財物を得ている(を満たす)。

3. (1) では、損害は発生しているか。

加盟店は信販会社から立替払いを受けられることから、損害がないのではないかが問題となる。

この点、詐欺罪は個別財産に対する罪であり、欺罔されなければ交付されなかった財物の喪失により、加盟店はそれを使用・収益・処分する利益を失っている。とすれば欺罔されなければ交付しなかった財物の喪失自体が損害であるといえる。

(2) 本問につき見るに、加盟店であるガソリンスタンドは、名義人以外の者によるクレジットカードの利用行為には応じないこととなっていたのであるから、XがBでなければガソリンスタンドの給油には応じなかったであろうから、給油したガソリン自体が損害であるといえる。従って損害の発生も認められる。

(3) そして、ガソリンスタンドは欺罔行為により錯誤に陥らなければガソリンを交付することもなかったのだから、～ の間に相当因果関係も認められる。

さらに、XにはBになり済ましてガソリンの給油を受けようという詐欺の故意が認められる。

4. 従って、Xには詐欺罪(246条1項)が成立する。

5. (1) 次に、Xは売上表に署名してガソリンスタンドに提出していると考えられるが、この点について私文書偽造(159条1項)及び同行使罪(161条1項)が成立しないか。私文書偽造罪が成立するには(ア)「権利、義務もしくは事実証明に関する文書もしくは図画」を(イ)「他人の印章若しくは署名を使用して」または「偽造した他人の印章若しくは署名を使用して」(ウ)「偽造」したこと(エ)「行使の目的」が必要である。

(2) この点、権利義務に関する文書とは権利または義務の発生・存続・変更・消滅の法律効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする文書を言うが、本問のクレジットカードの売上票は支払いという法律効果の発生を目的とする意思表示を内容とする文書であるため(ア)を満たす。

また、Bと署名したであろうから「他人」の「署名を使用して」という(イ)を満たす。

そして、「偽造」とは名義人と作成者の人格の同一性を偽ることをいうが、本問で名義人はBであり作成者はXであるため、名義人と作成者の人格の同一性を偽っているといえるため(ウ)をみたす。

さらに、Xにはそれによりガソリンを得ようという「行使の目的」も認められるため(エ)も満たす。

(3) 従って、Xには私文書偽造罪が成立する。

6. そして、偽造私文書等行使罪が成立するためには、159条・160条の「文書・図画」を「行使」する必要があるが、Xは159条の私文書を行使していると言えるため、偽造私文書等行使罪が成立する。

・結論

上記検討により、Xには詐欺罪(246条1項)と私文書偽造(159条1項)及び同行使罪(161条1項)が成立し、牽連犯(54条1項後段)となる。

以上